

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 1 月 8 日

津地方法務局桑名支局 登記官 西川昌樹

記

- 1 手続番号  
第 1 9 2 3 - 2 0 2 4 - 0 0 1 6 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
桑名市大字東方字播磨前 2 3 3 4 番